

# 肥育牛経営改善等緊急対策事業(肥育牛経営等緊急支援特別対策事業)参加申込みにあたって

公益社団法人中央畜産会

事業参加申込みにあたり必ずお読みいただきますようお願いいたします。

## 事業内容について

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う価格・需要の変動により、肥育経営等は厳しい環境に置かれており、コスト低減等の経営体質の強化等が必要となっています。

このことから、所得や営業利益を事業実施年度と比較して3%改善することを目的として、飼料効率の改善や長期肥育の抑制など経営体質強化を図るために肥育牛生産改善計画を策定した肥育経営体に対して、肥育牛が販売された場合に奨励金を交付する事業です。

## 事業参加者(奨励金交付対象者)について

- 1 牛を販売する目的で、牛の肥育を業として行っている者
  - 2 牛の肥育状況を確認できる者
  - 3 経営体質の強化を図るために肥育牛生産改善計画を策定している者
- 以上について条件を満たす者が事業に参加することができます。

## 事業参加申込みについて

事業参加を希望する場合、肥育牛経営改善等緊急対策事業(肥育牛経営等緊急支援特別対策事業)肥育牛生産改善計画等を農場所在県(都道府)の畜産協会等(以下「県団体」とします。)に提出しお申込みください。なお、令和2年度肥育牛経営等緊急支援特別対策事業(肥育生産支援事業)に参加していた生産者と参加していなかった生産者では提出書類が異なりますので県団体に確認願います。

## 肥育牛経営強化計画の作成について

本事業に参加するためには、経営体質の強化を図るための取組を実施していただきます(過去から行っている取組も対象となります)。

取組内容については、①飼料効率の改善、②長期肥育の抑制、③血液分析による事故防止、④除角牛の導入による事故防止、⑤削蹄による疾病防止、⑥疾病検査の実施等による疾病防止、⑦畜舎環境の改善及び⑧経営の改善が対象となります。3つ以上実施する(実施している)取組内容を肥育牛生産改善計画に記載してください。なお、取組内容が3つ未満(2つ以下)の場合、奨励金は交付されませんので注意してください。

## 奨励金の対象となる牛について

奨励金の交付対象牛は、令和3年4月から肉用牛肥育経営安定交付金(牛マルキン)の生産者負担金の納付猶予が終了した月又は令和3年12月のいずれか早い方の月の月末までに販売されたもので、販売された月末の翌日から起算し30日以内にと畜されたことが確認された肥育牛となります。

ただし、その他の牛にあっても販売後、翌日から起算し、30日以内にと畜が確認されない牛は、奨励金の対象外となりますのでご注意願います。

## 奨励金の金額と交付時期について

牛マルキンの交付対象牛については、4月及び5月販売分の奨励金は、必要書類が確認できれば月に県団体から交付されます。6月販売分以降のスケジュールは、別途お知らせします。

交付される奨励金の額は、奨励金の対象となる牛の頭数に奨励金単価（2万円/頭）を乗じた額となります。奨励金は、肥育牛生産改善計画で3つ以上の取組が交付対象となります。

なお、この奨励金は税務上の雑収入ですので、税務申告を忘れないようにしてください。

## 事業参加者確定について

事業参加を申し込まれた方が、当該事業実施要綱に定める奨励金交付対象者等の要件に該当することを確認したら、県団体を通じて参加申込者に当該事業の参加通知書が交付されます。

なお、事業実施主体等による肥育牛生産改善計画の取組内容の確認は行いませんので、事業参加者ご自身が令和8年度末（令和9年3月31日）まで証拠書類等を保管していただきます。

## 牛トレサ情報等の取り扱いについて

奨励金の交付等においては、独立行政法人家畜改良センターの牛トレサ情報を活用します。

つきましては、公益社団法人中央畜産会、県団体、事務委託先が、個人情報保護法及びその他の法令に基づき、事業の円滑な推進のために牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法施行規則（平成15年農林水産省令第72号）第6条に係る対象生産者の情報を取得し、加工し、当初目的以外の利用又は第三者へ提供するなどの取扱いをすることを同意していただき、公益社団法人中央畜産会会長に委任していただきます。

## 環境と調和のとれた農業生産活動規範について

対象生産者は「環境と調和のとれた農業生産活動規範について」に基づき、環境と調和のとれた農業生産活動規範点検シート（家畜の飼養・生産）を県団体に提出していただきます。

## 奨励金の不交付または返還について

事業参加者が次の内容に該当した場合は、奨励金の全部若しくは一部を交付せず、又は既に交付した奨励金の全部若しくは一部を返還請求することができるものとします。

- 1 肥育牛経営改善等緊急対策事業実施要綱等内容に違反した行為を行ったとき。
- 2 牛トレサ法に違反した行為を行ったとき。
- 3 肥育牛経営改善等緊急対策事業肥育牛生産改善計画、その他関係書類に虚偽の記載をしたとき。
- 4 中央畜産会や県団体より報告を求められた場合において、その報告を怠り、又は拒否し、故意若しくは重大なる過失によって不実の報告をしたとき。

## 事業参加者(奨励金交付対象者)の解除について

対象生産者が次の内容に該当した場合は、何らかの通知又は催告をすることなく、本事業への参加を解除することができるものとします。

- 1 肥育牛経営改善等緊急対策事業実施要綱等各規程内容に違反した行為を行ったとき。
- 2 牛トレサ法に違反した行為を行ったとき。
- 3 肥育牛経営改善等緊急対策事業肥育牛生産改善計画、その他関係書類に虚偽の記載をしたとき。
- 4 中央畜産会や県団体により報告を求められた場合において、その報告を怠り、又は拒否し、故意若しくは重大なる過失によって不実の報告をしたとき。